

下野市景観計画策定委員会 議事録

審議会等名 第4回下野市景観計画策定委員会
日 時 令和3年7月16日（金） 午前10時00分～午前11時40分
会 場 下野市役所3階 304会議室
出席者 三橋伸夫 委員、山中敏正 委員、川俣一由 委員、海老原一弘 委員、
坂本英希 委員、野田善一 委員、濱野吉弘 委員、山内隆匡 委員、
小林利孝 委員、吉川浩 委員、小堀芳広 委員（代理 環境部長 倉井宏明）、
荒川直男 委員、長田恭子 委員、佐藤永子 委員、藤原玄貴 オブザーバー
【欠席委員】 嶋田幸男 委員
市側出席者 （事務局） 保沢明 建設水道部長、篠崎国男 都市計画課長、
川俣貴史 課長補佐、赤羽根勝之 主幹、間中愛 主査
株式会社 栃木都市計画センター（計画策定コンサルタント）
公開・非公開の別（ 公開 ・ 一部公開 ・ 非公開 ）
傍聴者 なし
議事録（概要）作成年月日 令和3年8月24日

《※以降は会議次第に基づき記載する。》

【協議事項等】

- 1 開 会 〈事務局（篠崎国男 都市計画課長）〉
- 2 委員長あいさつ 〈三橋委員長〉

皆さまおはようございます。あと一週間でオリンピックが始まるころですが、何とも落ち着かない昨今である。一方、景観計画策定委員会は第4回ということで、景観計画の素案として全体像が提出され、事前に皆さま方に配布されたと思う。今後も会議の開催が予定されているが、まとまった審議としては残り少ないと思われる。まだまだ欠けている視点等あると思うので、しっかりのご審議してもらいたいと思う。限られた時間ではあるがよろしく願います。

3 議 事

事務局（篠崎国男 都市計画課長）

議事の前に、配布書類と会議の成立について報告をする。

【配布書類】

- ・ 第4回下野市景観計画策定委員会次第
- ・ 下野市景観計画（素案）
- ・ 下野市における要届出行為の詳細
- ・ 下野市緑の基本計画（素案）
- ・ 緑視率について
- ・ 景観計画・緑の基本計画策定スケジュール

・令和3年度委員名簿

【会議の成立】

成立の要件：半数以上の委員の出席（要綱第6条第2項）

委員数：16名（半数＝8名）

出席委員数：15名（＞8名）

成立・不成立の別： 成立 ・ 不成立

報告は以上である。議事進行は、要綱第6条第1項の規定に基づき、三橋伸夫 委員長
にお願いする。

三橋伸夫 委員長

新型コロナウイルス感染症対策として、できるだけ短時間で進めていきたいと思う。

はじめに、議事録署名人を指名する。名簿順で5番坂本英希委員と6番野田善一委員に
お願いする。

議題（1）景観計画の素案について、事務局の説明を求める。

事務局（間中愛 主査）

（資料により説明）

三橋伸夫 委員長

議題（1）景観計画の素案について、単純な疑問でもよいので発言を求める。

山中敏正 委員

確認だが、建築物の届出対象として建物の高さが10m、13mとなっているが、最高
の高さという考え方でよろしいか。木造建築物では山型の屋根になり、最高の高さとか、
軒の高さとかという言い方をする。

事務局（川俣貴史 課長補佐）

高さについては、最高の高さと考えている。ただ、これ以上の高さの建物を制限すると
いうことではなく、これ以上の高さの建物は届出を行っていただくというものである。

野田善一 委員

要届出対象行為の詳細の中で、太陽光の届出対象規模を設定した基準を伺いたい。

事務局（川俣貴史 課長補佐）

資料1-2の届出対象規模としては高さ2m以上又は面積1,000㎡以上、要事前協
議規模として高さ5m以上又は面積5,000㎡以上と設定している。市街化区域、市街
化調整区域に関係なく、この面積で運用していこうと考えている。1,000㎡以上又は
2m以上については届出をしていただく。さらに5,000㎡以上又は5m以上について
は大規模行為にあたるので事前協議をしていただく。

数値設定については、資料1-2の数値設定の考え方に記載している法令や他都市事例
を参考に設定している。

野田善一 委員

太陽光発電を含めた再生可能エネルギーの固定価格買取制度は菅直人内閣の時代にでき
た制度であり、これは2011年の東日本大震災を契機とした制度である。先進国の中
ではドイツと日本がこの制度を運用していたが、数年前ドイツが離脱した。その理由として

は、一般国民が高い電力を購入しなければならないという不利益のもとに、事業者が一方的に利益を得るということだ。現在この制度を運用している先進国はおそらく日本だけだと思う。再生可能エネルギーは非常に大切なことではあるが、再生可能エネルギーを推進する一方で、抑制する必要もあると考える。太陽光パネルが野放図に色々なところに設置されていることは皆さんご存じだと思う。推進と抑制のバランスが必要だと思う。太陽光パネルの設置は景観を著しく毀損すると同時に、パネルの廃棄と処分に問題があると聞いている。届出の対象として設定されることは一定の前進だとは思いますが、さくら市では4 m超又は500㎡超を届出対象としている。もう少し本市でも規模を縮小すべきだと思う。

事務局（川俣貴史 課長補佐）

庁内でも500㎡にするか1,000㎡にするかの議論は行った。市の考えとしては、栃木県で50kW以上については届出をすることになっており、下野市内の施設で調べてみると、50kWを超える施設の規模はだいたい1,000㎡を超えている状況だった。そういうところから1,000㎡は妥当かと考え提案している。今回のご意見を受け、再度庁内で議論したいと思う。

野田善一 委員

行政というものは横並び意識が強いのかなど思ったりする。昔東京都は大気汚染が深刻な時代があり、NOxの規制をするとき、国の基準値よりも厳しい基準を設定した。県の考え方をひとつの参考とするならよいと思うが、何も下野市が県に右へ倣えをする必要はないのではと思う。現状の太陽光パネルの設置状況を見ると、もう少し規模を縮小というか網をかける必要があると思う。

事務局（篠崎国男 都市計画課長）

今後検討していきたいと考える。

三橋伸夫 委員長

固定価格買取制度の買取価格は少し下がってきているので、以前ほどのメリットは少なくなっている。かなり大規模でやらないと利益を出せない状況になっている。

荒川直男 委員

太陽光について確認なのですが、面積について、申請者一人に対しての面積という考えでよいのか。というのは、大規模で予定していた業者が、手続き等を抑えるため高圧にならないように4つ5つに分割して設置をする場合があると思う。

事務局（川俣貴史 課長補佐）

今回の素案には細かいところまで記載していない。通常土地取引や開発行為等については、バラバラで申請する場合でも一団で実施するものとして考えている。ご指摘があった点については、現状そこまで議論が煮詰まっていない状況である。今後、条例化していく予定なので、それまでに運用について決めていきたいと考えている。

三橋伸夫 委員長

私の考えとしては一団地として考えてよいと思う。

太陽光パネルに質問が集中しているが、その他に何かないか。

坂本英希 委員

市街化調整区域の田園景観ゾーンは、耕作者や近隣住民により現在の景観が守られているが、10年後、現在の状況のままで景観が維持できるか、皆さんどう思っているのか。現在の農業従事者は高齢化している。栃木県の農業従事者は減少している。2020年で43,000人、その10年前は63,000人であり、1年で2,000人減少していることになる。65歳以上の高齢者が大多数を占めている。10年後、全員がリタイアして、これまでのペースで減少していくと20,000人となる。これまで以上の右肩下がりに減少した場合、どのような方が田園景観を維持していくのか行政の方にお聞きしたい。

事務局（保沢明 建設水道部長）

確かに今の農業従事者については高齢化している。それに対する農政課の事業としては、大規模の圃場整備を行ったり、就業者がいないところでは企業的な形で行ったりしているところもあると聞いているので、必ずしも10年後になくなるということは無いと思う。そのために、色々施策等を工夫しながらやっていると思うが、行政としても補助制度等があるので活用しながら維持していくものだと思っている。

三橋伸夫 委員長

数は少ないと思うが新規就農者とか、自動運転のトラクターとか、いわゆるスマート農業が少しずつ現実化している。多少耕作放棄地とかは出てきてしまうとは思いますが、農政側の努力で田園景観が大きく変わることは無いと思う。景観は計画をつくれば守られるということでないこと改めて認識できた。

長田恭子 委員

前回の会議の時に、農政の方、商工会の方、生活者の立場から色々な苦境について噴出したと思う。今回資料が届き、前回の意見がどこに反映しているのか、何のための会議だったのかがっかりした。私は主婦で素人なので、行政というものはこういう風に進むのかと？マークを抱えて本日参加している。改めて質問するが、37ページの届出の流れの中に「助言・指導」とあるが、サイズのなものであれば指導しやすいと思うが、例えば外観や色彩の場合、明度や彩度といった面から管理するとのことだったが、前衛的なデザインや色彩であった場合の助言や指導はどなたがどのように行うのかお伺いしたい。

事務局（川俣貴史 課長補佐）

市職員が行う。都市計画課の中に都市計画グループと開発指導グループと公園緑地グループがあり、開発指導グループがメインとなって助言・指導していく。建築物や造成といった専門知識を持った職員が指導していくと考えている。また指導にあたっては、今後内部におけるマニュアルを作成する。職員の専門知識の蓄積は必要なので、積み上げていきたいと考えている。

長田恭子 委員

都市計画課には、そのような専門知識を持った職員が常に何人かはいるということか。

事務局（川俣貴史 課長補佐）

今現在、土木技師及び建築技師等が在籍しているので、その職員の更なるスキルアップを目指しつつ対応していきたいと考えている。

三橋伸夫 委員長

前回会議の中で、多くの委員から市内各地の景観が乱れている部分について、市民の方々が花を植えたり、下草を刈ったりといった色々な活動を実施していることを聞いて、非常に印象深かった。そういった活動に対して、行政が支援していくという部分として、50ページから51ページにかけて「②自発的な景観まちづくりの促進」の中に「補助事業の活用」「人材の育成」「景観まちづくり団体の認定・支援」に記載しているのかと解釈している。ただ、これでもまだ不足しているということか。

長田恭子 委員

私も50ページと51ページに集約されているのかとは理解していたが、皆さんのあれだけの強い意見が最後のページでまとめられているということ、あるいは先ほどの坂本委員から出た田園景観について前の方に書かれているが、前回の会議で田園地帯の景観の維持が大変だということが、前の方に書かれていない。そういうことにがっかりした。

三橋伸夫 委員長

「1. 景観特性と課題の整理」の部分に、そういった現状を鮮明に記載することでよいか。

長田恭子 委員

アンケート調査の結果としての課題だけではなく、アンケートに表れてこない会議での発言による課題も反映しないと内容が薄まった気がする。

三橋伸夫 委員長

私からの質問ですが、アンケート調査の自由意見がかなりあると思う。その部分は資料として何らかの形で残るのか。

事務局（篠崎国男 都市計画課長）

景観計画として報告書をまとめるときに参考資料として載せる予定である。

三橋伸夫 委員長

スマートにはまとまっていると思う。なぜ計画が必要かというところを、もう少し気持ちを込めて委員の想いなど記載した方がよいかと考える。

吉川浩 委員

下野市の届出行為の基準ですが、例えば高さ10mとか一般的でわかるのですが、皆さん何かこうイメージがわからないということもあって、この基準がどうなのかということも少しご説明させていただく。例えば宇都宮市、足利市、佐野市も含めて6市くらいが、下野市が提示した届出の行為と同等の運用となっている。そういった意味では、妥当だとは思いう。一方で、景観行政団体として手を挙げて、下野市にふさわしい景観をつくるためのオリジナルな計画として策定するものである。太陽光について、県の基準から逆算して1,000㎡を設定したと説明していたが、最近の申請状況を確認したうえで、どの程度の出力のものが想定されるのかというあたりから、面積を想定すればよいのかなと思う。ただ、やみくもに規制してしまうと、経産省はこういった太陽光発電を含めたSDGsに絡んで持続可能なエネルギーの旗を降ろしてはいない。一方で最近では、太陽光による弊害で、土砂の流出などもある。下野市については高い山もないので、そういった恐れは少ないと思う。今言ったことを参考に、事務局で検討しては如何かと思う。

事務局（篠崎国男 都市計画課長）

吉川委員の意見を参考に、市としても独自の基準が設定できるか検討していきたいと思う。

三橋伸夫 委員長

他にご意見はないか。

意見も尽きたようなので、議題（２）緑の基本計画の素案について、事務局の説明を求める。

事務局（赤羽根勝之 主幹）

議題（２）緑の基本計画の素案について

三橋伸夫 委員長

議題（２）緑の基本計画の素案について発言を求める。

長田恭子 委員

私達はしもつけオープンガーデンクラブを結成し、オープンガーデンの推進に努めているところであるが、この資料の中に何ヶ所もオープンガーデンのことが記載されており嬉しく思っている。これまでは、市民協働推進課からの補助金を得て活動してきたが、補助金は来年度で5年目なのでお終いになる予定だが、今後、市を巻き込んでお願いしたい場合は都市計画課を窓口として伺えば良いか。また、オープンガーデンの推進と記載しているが、どのように後押ししてもらえるか、色々相談したいと思っている。

事務局（篠崎国男 都市計画課長）

この場で補助金については具体的にどうこうとは言えないが、都市計画課に公園緑地グループもあり、今回緑の基本計画を策定し、その中でも緑化推進を景観とも連携して進めていくということもあるので、都市計画課にご相談いただければ出来るだけの協力をしたと考えている。

吉川浩 委員

17ページで拠点が4つ記載され、上から3つは具体的に施設名が示されているのでわかりやすいが、4つ目の自然の緑の拠点にトウサワトラノオと記載されているが、絶滅危惧種はどんなものかイメージできないので、ここだけでも写真でもつけてもらおうとわかりやすくなると思う。逆に、18ページで、地図の中に貴重種の生育地として明記されているが、収集家に採取されてしまう恐れは無いのかという思いもある。拠点とするのはわかるが、一般的に広めるのはどうかと思うが、市はどう考えているのか。

事務局（篠崎国男 都市計画課長）

ここにいる皆さんの中でもトウサワトラノオのことがわからない方もいると思う。湿地帯に白い花が咲く草花で、名前のおり虎の尾に似た形をしている。報告書には写真を載せたいと思う。そして、貴重種の生育地として記載してあり、盗掘の恐れも懸念されるが、当地は農政課と自治会で保護活動を行い、看板も設置しPRしているところでもあり、全国から見に来ている。小山北桜高校の先生が中心になって管理してもらい、かなり育成状況は良いと伺っている。出来れば、今後も引き続き看板を設置していきたいと考えている。

三橋伸夫 委員長

特に看板を出すことによる弊害は無いのか。

事務局（篠崎国男 都市計画課長）

看板が小さいので大きくして欲しいとの要望があった。

佐藤永子 委員

私はこの貴重種の生育地のそばに住んでおり、散歩で度々通るところではあるが、どれがトウサワトラノオかわからない。でも、確かに看板は設置され、写真も記載され、誰かが車を止めて見られる環境は整備されており良いと思う。

三橋伸夫 委員長

他に何かあるか。

それでは私から、計画の進行管理として設定した、総量目標（アウトプット）のひとつとして設定した緑視率について、だいたい市街地に設定するという事か。周辺の田園地帯は有効な指標にはなりえないとの考えのもと、市街地に設定しているという考えでよいか。

事務局（篠崎国男 都市計画課長）

委員長の言うとおりに、そのような考えで設定している。31ページに記載している緑化重点地区で緑視率を設定したいと考えている。また、資料2-2緑視率について、候補地1・2とあるが、計画の指標として設定する場合は、市の計画でもあるので市道沿線で緑視率を測定したいと考えている。ただ、これまでも県道に対する皆さんの意見もあったこともあり県道沿線を資料として載せているところである。

倉井宏明 委員（小堀委員代理）

緑視率について目標を立てるようだが、どれぐらいが一番良いのか。基準があるのであれば教えて欲しい。

事務局（篠崎国男 都市計画課長）

細かい基準等については、現状調べ切れていない部分もある。今回はあくまでも現状を維持出来れば良いと考えている。

倉井宏明 委員（小堀委員代理）

特に法的に決まっているわけではなく、経年変化を見ていくというイメージでよいか。

三橋伸夫 委員長

どうしても写真のように道路や建物の割合が多くなるので、緑の割合は多くても3割には届かないのが現状かと。

坂本英希 委員

緑視率について、この写真は数字が高くなる所を撮っているのであり、下野市全体をカバーしているわけではない。前にも言ったが、私は仁良川地区に住んでいる。仁良川地区で測定してもらおうと低い数値が出ると思う。都市計画課で地域によってお金をかける割合が異なるように事業展開しているように感じる。仁良川地区の小さい公園には木が植えられていない。都市計画課で木を植える気が無いのか、そして数字が出る所の写真しかとらないのか聞きたい。

事務局（篠崎国男 都市計画課長）

ご指摘の通りグリーンタウンの写真だけなので、今後仁良川地区の写真も撮り緑視率を

測定し、場合によっては載せるか検討したいと思う。公園の整備については、緑化重点地区に選んでいる地区について検討していきたいと思う。公園の樹木については、整備方針等があるので今後検討し、緑化を進めていきたいと思う。

三橋伸夫 委員長

緑化重点地区をバランスよく配置した方が良いと思うので検討して欲しい。

川俣一由 委員

数字的なものを確認したい。資料1-1の15ページと資料2の14ページの都市公園の数字が異なる。どちらの計画も都市計画課で出すので統一した方が良いと思う。

事務局（篠崎国男 都市計画課長）

資料1-1の15ページと資料2の14ページの数値を改めて精査し修正する。

小林利孝 委員

32ページの緑化重点地区として、各地区において市民活動が推奨されているが、活動をする立場から言うと、草や竹、木々との戦いである。綺麗にしたと思ってもすぐに伸びてしまい、児山城を綺麗にするのは大変である。市民活動をこのように記載してくれることは非常にありがたいが、一時で終わってしまっただけでは意味がなく、市の継続的な呼びかけ、力、最後はお金になる。大事な史跡が個人のものである場合、県や市は誰々さんのものだからと言って、顔をそむけてしまう場合がある。そういう場合も含めて応援して欲しいと市民活動はできない。下野市でも所有者の高齢化により手が入らない状況にある。市の継続的な支援をお願いしたい。一度、古墳なりお城なり見に来てもらいたいと思う。

三橋伸夫 委員長

景観を守るという点からするとバランスをとるということになると思うが、ご指摘のとおり、継続的な活動が求められるし、行政はその後押しをする必要があると思う。

事務局（篠崎国男 都市計画課長）

最終的にお金の話もあったが、補助金等を活用しながら、景観計画における重要建造物の指定も考えられる。以前話したと思うが、指定を行うことで個人の家に勝手に手を入れられなくなってしまうこともあるので、補助金の活用とあわせて検討していきたいと思う。

川俣一由 委員

先日、市のホームページで天平の丘公園の再整備についてみたが、この計画における天平の丘公園の再整備と関係があるのか伺いたい。

事務局（篠崎国男 都市計画課長）

天平の丘公園の再整備については、国の補助金を活用し整備を進めているところである。緑の基本計画との連携については、まだはっきりしていない状況ではあるが、緑の基本計画が策定されれば、本計画の緑化推進を含めた整備を将来的に行っていきたいと考えている。

三橋伸夫 委員長

他に何かあるか。

意見も尽きたようなので、計画策定スケジュールについて事務局の説明を求める。

事務局（間中愛 主査）

(資料により説明)

三橋伸夫 委員長

計画策定スケジュールについて事務局から説明があったが、何か質問等はないか。
特にないので議事は終了とし会議の進行を事務局に願います。

4 閉 会〈事務局（篠崎国男 都市計画課長）〉